

質 疑 回 答 書

令和8年5月8日

業者 各位

件名 市庁舎長寿命化改修工事

開札日 令和8年5月14日

下記のとおり回答いたします。

この質疑回答書は、質疑期間中に提出された全ての質問及び回答を掲載したものです。

質問番号	質 問 事 項	回 答
1	急激な物価変動に対して朝霞市としてのお考えをお聞かせください。	建設資材等に急激な物価変動が生じた場合は、朝霞市建設工事請負契約約款第26条(スライド条項)の規定に基づき、請負代金額の変更について適切に対応します。 なお、各スライド条項の運用基準は市ホームページに掲載しています。
2	建設資材の受注停止等に伴い、予定通りの材料確保ができない場合、工事の一時中止や工期延伸の対応に関しても朝霞市としてのお考えをお聞かせください。	建設資材の受注停止等に伴い、必要があると認められる時は、朝霞市建設工事請負契約約款第20条及び第22条等の規定に基づき、工事の一時中止や工期の延長について適切に対応します。
3	電気設備工事の照明器具はすべてリース品で撤去費は別途と考えて宜しいですか。また再取付する器具もあるようですがこれも別途と考えて宜しいですか。御指示ください。	E-034～E-039におけるリース照明器具の取外し・再取付けに係る費用は本工事に含み、リース照明器具の取外し・再取付けは、E-034に記載のとおり全てリース会社に依頼することとします。 なお、E-046～E-047において、一部間仕切り変更に伴い本工事で新設する照明器具は市所有となります。

質問番号	質 問 事 項	回 答
4	電灯設備 3階平面図リース品取外し依頼図にある器具台数表の斜線ですが凡例がなく何を記されているのでしょうか。御指示ください。	E-037器具台数表における斜線部分は取外し・再取付けの対象を示します。 そのうち、()内は本工事における取外し・再取付けの台数を記載しています。 なお、器具台数表における斜線部分の扱いは、E-034～E-039においても同様です。
5	「特記仕様書－1(図面番号 AA-001)」に、測定箇所数は図示の項目に印が確認できますが、 図面番号 A-002 以降の各階平面図には、室内環境測定については「K」を用いた印を付けるとの記載 しかしながら、各階平面図を確認したところ、「K」マークが確認できるのは地下1階のみで、 それ以外のフロアにつきましては「Y」マークはあるものの、「K」マークが見当たりませんでした。 内訳書には測定箇所数が 38箇所 と記載されておりますが、地下1階以外の残り30箇所 の測定位置がどこに該当するのか、御指示ください。 または、38箇所＝19箇所を事前・事後の2回測定として、1回の測定で19箇所を実施する想定としてもよろしいでしょうか御指示ください。	室内環境測定は次のとおり19か所を対象とし、施工前後2回の計38回の測定とします。 本館事務棟 B1階：食堂＋厚生室＋休養室(2か所) 計4か所(A-002のとおり) 1階：1フロア2か所＋市民相談室 計3か所 2階：1フロア2か所 計2か所 3階：1フロア2か所 計2か所 4階：1フロア2か所 計2か所 5階：1フロア2か所 計2か所 PH階：1フロア1か所 計1か所 本館議場棟 2階：1フロア1か所＋議場2か所 計3か所